

FMCグループホーム 料金表

(1) 費用について

入居敷金		入居時	250,000 円
家賃		月額	50,000 円
食費	1日3食+間食付き	月額	50,000 円
水道光熱費	入居者様単独とホーム全体の水道高熱費分担費	月額	20,000 円
共益費	共用部や設備の維持管理費及びセキュリティ費	月額	12,000 円
理美容費	訪問にてカットできます。	一回	1,543 円～
おむつ代			実費
医療費及び配剤費			実費
個別サービス費		1時間当たり	1,500円+税
その他	新聞代、外部の選択業者に依頼した費用及び日常生活において通常必要となるものに係る費用で、個人が負担することが適当と認められるもの。 ・本人の希望によって、身の回り品として日常的に必要なもの ・本人の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの		

※月途中における入退去については日割り計算となります

(2) 介護保険給付サービス利用料金 (1ヶ月30日利用の場合)

単位数/円

要支援 要介護	1日の 所定単位	1日の利用料	1カ月の 利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
要支援 2	745	7,852	235,569	23,557	47,114	70,671
要介護 1	749	7,894	236,833	23,684	47,367	71,050
要介護 2	784	8,263	247,900	24,790	49,580	74,370
要介護 3	808	8,516	255,489	25,549	51,098	76,647
要介護 4	824	8,684	260,548	26,055	52,110	78,165
要介護 5	840	8,853	265,608	26,561	53,122	79,683

(3) 加算料金						
下記の各加算の要件を満たす場合、上記の基本料金に加えての請求となります						
加算の種類	加算及び算定の内容		加算額(円)			
			基本利用料	1割	2割	3割
初期加算	入居後30日間若しくは、30日を超える入院後に再入居した場合に算定する1日当たりの加算料金		316	32	64	95
夜間支援体制加算(Ⅱ)	夜間及び深夜の時間帯について、手厚い人員体制をとっている場合に算定		263	27	53	79
医療連携体制加算(Ⅰ)	当事業所の従業者若しくは、病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定		411	42	83	124
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人員要件を満たす場合に、算定する1日当たりの加算料金		31	4	7	10
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	当該加算の体制・人員要件を満たす場合に、算定する1日当たりの加算料金		189	19	38	57
看取り介護加算	看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等、多職種共同にて介護計画を作成し、介護計画に基づき利用者がその人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定。 ※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。	看取り介護加算(死亡日以前4日以上 30日以下)	1,517	152	304	456
		看取り介護加算(死亡日以前2日又は3日)	7,167	717	1,434	2,151
		看取り介護加算(死亡日)	13,491	1,350	2,699	4,048
認知症対応型口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合の月あたりの加算料金		316	32	64	95
入院時費用	利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが見込まれ、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所に円滑に入居ができるような体制等を整えている場合、月に6日を限度として算定	1日	2,592	260	519	778
		6日	15,557	1,556	3,112	4,668
※料金には寝屋川市の地域加算(10.54%)を乗じています						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数の111/1000基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数		左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数の31/1000基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数		左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割